

# メキシコにおける酒類の輸入販売規制

独立行政法人 日本貿易振興機構

メキシコ・センター

# 目次

1. 酒類輸入業者が満たさなければならない要件 .....	1
2. 市場における流通販売に関する手続き及び要件 .....	3
3. ラベル付けに関する要件 .....	7
3.1. ラベルに関する要件及びラベルに記載しなければならない情報 .....	7
(1) 酒類一般 .....	7
(2) ブランデー商品 .....	7
3.2. セキュリティラベル .....	8
(1) セキュリティラベル申請用の各種様式に関する要件 .....	8
(2) 保税倉庫で貼付する輸入酒類用セキュリティラベル及び封印テープの付与 .....	9
(3) 輸出国および通関時に貼付けられるセキュリティラベル及び封印テープの付与 .....	10
(4) 貿易全般細則の2.2.7則第1項目に基づき、酒類を一時的に輸入する納税者のための輸入用セキュリティラベル及び封印テープの付与 .....	11
(5) 様式 .....	11
4. 酒類の瓶詰めに関する要件 .....	12
4.1. 施設 .....	12
4.2. 酒類と包装 .....	13
4.3. 容器及び充填 .....	14
4.4. ラベル貼付 .....	15
4.5. 保健当局による施設の検査 .....	15
4.6. 安全対策 .....	16
5. 材料、添加物、アルコール度数等に関する要件 .....	17
5.2. 原材料 .....	17
5.3. 醸造酒を除く酒類 .....	17
5.4. 醸造酒 .....	17
5.5. 重金属及びメタロイド .....	17
5.6. 添加物 .....	18
(1) 蒸留酒の製造用剤(A1) .....	21
(2) 味覚増進剤 .....	21
(3) 任意の材料 .....	22
6. 輸入手続き .....	23
6.1. 要件 .....	23
6.2. 輸入通関 .....	25
7. その他留意事項 .....	29

8. 関係機関の連絡先.....	30
8.1. 検査及び調査機関.....	30

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)メキシコ・センターがBMD Marketing Groupに委託し作成したものである。本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではない。海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報は必ずご自身で確認願いたい。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様である。

## 1. 酒類輸入業者が満たさなければならない要件

現在、酒類の輸入に際してメキシコの酒類輸入業者が特別な輸入許可を取得する必要はない。2008年3月31日付け連邦官報に公布された「税関・貿易分野の行政手続き簡素化の政令」により、輸入業者に対する部門別輸入業者登記簿の酒類部門への登録を規定する要件が排除された。

しかし、輸入貨物の如何を問わず、税関法第59条第IV項及び同法施行規則第71条、第72条及び第77条の定めにより、全ての輸入業者は輸入業者登記簿に登録することが義務付けられている。

*税関法第59条 貨物の輸入業者は、税関法により定められた他の義務とは別、下記の義務を遵守しなければならない。*

*第IV項 国税庁が管轄する輸入業者登録、または部門別輸入業者登録を行うこと。そのためには、納税義務を滞りなく履行していなくてはならず、並びに税関当局に対して連邦納税者登記簿に登録していることを証明し、税関法施行規則及び国税庁の所管する規則により定められた要件を満たさねばならない。*

輸入業者登記簿への登録が義務付けられている登録納税者は、2010年6月30日付け連邦官報に公布された2010年度貿易総則1.3.2則の規定に基づき、電子的に登録手続きを行う必要がある。手続きは税関ウェブサイト([www.aduanas.gob.mx](http://www.aduanas.gob.mx))で行い、様式「輸入業者登録申請書」に必要な事項を記載する(図)。なお輸入業者登記簿への登録には下記要件を満たさねばならない。

- a) 国税庁(SAT)が交付する高度電子署名(FIEL)。法人の場合は法定代理人ではなく、国税庁が交付する法人の高度電子署名を用いる。
- b) 現行の連邦納税者登録
- c) 連邦納税者登録に登録済みであるか、地方納税者管理当局(ALSC)の検証段階にある税務住所
- d) 納税義務を滞りなく履行していること

また申請者は税関法第59条第III項第2段に定められた義務を遵守し、貿易業務にあたる通関代理人の登録を電子様式にて行わなければならない。国内に居住する外国人(個人)の場合は在留資格が証明でき、かつ事業主として事業に従事することの許可を証明する、有効な書類をデジタル化し申請書に添える。

輸入業者登録申請の結果は申請受理日の翌日から起算して5日以内に同ウェブサイト([www.aduanas.gob.mx](http://www.aduanas.gob.mx))にて確認することができる。

図. 様式「輸入業者登録申請書」入力サイト

The screenshot shows the SAT (Servicio de Administración Tributaria) website. The header includes the SAT logo, 'ADUANA MEXICO', and navigation links like 'Inicio', 'Mapa del sitio', 'Índice temático', 'Contáctenos', 'English', and 'SHCP'. The main content area is titled 'Formatos para el Padrón de Importadores' and features a list of links for various import-related forms, such as 'Solicitud de Inscripción al Padrón de Importadores', 'Solicitud de modificación de datos en el padrón de importadores y/o en el Padrón de Importadores de Sectores Específicos', and others. A search bar is located on the left, and a sidebar on the right contains links for 'Consulta de resultados a trámites de padrones', 'Formatos', 'Preguntas frecuentes', and 'Contáctanos'. The footer indicates the last update was on 25/octubre/2010.

**問い合わせ先:**

**国税庁**

電話: 01 800+INFOSAT (01-800-4636-728) オプション番号 7 及び 1

受付時間: 月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 21 時

**中央会計監査管理相談窓口**

受付時間(下記住所): 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 14 時

住所: Av. Hidalgo No. 77, módulo IV, primer piso Colonia Guerrero, Delegación Cuauhtémoc,  
C.P. 06300, México D.F.

## 2. 市場における流通販売に関する手続き及び要件

酒類の卸売販売には保健省(SSA)が公衆衛生リスク保護対策連邦委員会(COFEPRIS)を通じて付与する衛生許可が必要である。保健省は保健一般法の定めに従い、公衆衛生リスク保護対策連邦委員会を介して、下記事項に関して公衆衛生上の規制、管理及び促進に係る権限を行使する(保健一般法第 17 条の 2)。

- ・ 保健施設の管理及び監督
- ・ 人の健康に害を及ぼす環境要因の予防と管理
- ・ 労働衛生及び公衆衛生設備
- ・ 製品、サービス、その輸出入及び上記製品の製造施設の衛生管理
- ・ 医療機器、義肢等の補装具、福祉機器、診断用医薬品、歯科用の資機材、外科用資材、治療用品、衛生用品の製造工程・使用・保管・輸出入・廃棄及び上記製品の製造施設の衛生管理
- ・ 活動、製品及びサービスに関する広告の衛生管理
- ・ 人の臓器、組織とその構成物、細胞の処理に関する衛生管理
- ・ 国際保健
- ・ 人の臓器、細胞組織の提供及び移植に関する衛生管理

COFEPRIS は、組織の管理、技術面、運用面で自治権を有する分権化された外局機関である(同法第 17 条 2 の 1)。同機関の代表には保健相の推薦でメキシコ合衆国大統領から任命を受けた連邦委員が就任し、保健省が同委員会の監督にあたる(同法第 17 条 2 の 2)COFEPRIS の権限と機能に関する詳細は、保健一般法第 17 条の 2、第 17 条 2 の 1、第 17 条 2 の 2、第 313 条第 I 項、第 340 条を参照のこと。COFEPRIS は、公衆衛生リスク保護対策部に属する保健衛生評価認定課を介して、酒類の流通販売のための衛生許可を交付する。

酒類の流通販売については連邦レベルでは保健一般法により規制しているが、州または市町村ごとに酒類の流通販売に関する独自の法令及び施行規則が定められている(表 1)。

表1. 酒類の販売、貯蔵及び公共の場における飲酒に関する州法

州	法令	公布日
アグアスカリエンテス	酒類の販売及び飲酒を規制する州法	2002年2月25日
バハ・カリフォルニア	酒類の販売、貯蔵及び公共の場における飲酒に関する州法	2001年11月9日
バハ・カリフォルニア・スール	酒類の貯蔵・流通販売・飲酒を目的とする施設及び許可の管理に係る州法	1987年12月1日
カンペチェ	酒類流通販売業者の営業に関し、許可の交付、事前の暫定認可を定める州法	1996年5月30日
コアウイラ	酒類の販売と飲酒用の施設が遵守すべき営業時間及び場所を規定する州政令	1994年4月8日
コリマ	酒類の販売及び飲酒規制法	1989年1月28日
チアパス	酒類の販売・供給施設の衛生管理に関するチアパス州保健法施行規則	1999年9月22日
チワワ	酒類の販売・流通及び飲酒施設の営業規制法	1993年9月11日
連邦特別区	商業施設営業法	2002年2月12日
ドウランゴ	酒類の販売に関する州法	1994年7月14日
メヒコ	保健及び行政に関する州法	不明
グアナフアト	酒類に関する州法	1992年12月18日
ゲレーロ	商業施設の営業及び興行開催に関する施行規則	1990年9月13日
イダルゴ	酒類の販売及び飲酒に関する施行規則	1996年12月9日
ハリスコ	酒類の販売及び飲酒に関する州法	1996年10月31日
ミチョアカン	酒類の販売、飲酒に関する州施行規則	2001年7月21日
モレーロス	ビールの販売・摂取に関する州施行規則	1998年10月21日
ナヤリット	酒類の製造・貯蔵・流通・販売のための施設を規制する州法	1996年12月25日
ヌエボ・レオン	市町村レベルの施行規則有り	
オアハカ	ビールの販売・摂取に関する州施行規則	1956年5月7日
プエブラ	酒類の販売に関する州施行規則	1966年1月25日
ケレタロ	酒類の貯蔵、販売及び飲酒を規制する	1991年12月31日
キンタナ・ロー	酒類の販売及び飲酒管理のための州	1991年1月15日
サン・ルイス・ポトシ	酒類の販売及び飲酒に関する州施行法	不明
シナロア	酒類の製造・流通販売及び飲酒を目的とする施設の操業と営業に関する法	1998年6月5日
ソノラ	酒類の製造・流通・貯蔵・運送・販売及び飲酒の用に供する施設の操業と営業を規制する州法	1992年6月25日
タバスコ	酒類の販売、流通及び飲酒を規制する	1996年2月10日
タマウリパス	酒類関連施設のための州施行規則	2000年4月5日
トラスカラ	酒類の販売に関する適正統治のための施行規則	1999年6月23日
ベラクルス	酒類に関する州法及び酒類に関する州施行規則	1991年6月1日
ユカタン	一般飲食販売施設の衛生管理・監督に関する保健法の州施行規則	1992年7月17日
サカテカス	酒類の貯蔵・流通販売、及び飲酒を目的とする施設の営業・操業に関する法	1997年2月26日

衛生免許の取得申請には、次の手続きが必要とされる。

- a) 保健衛生評価認定課の事業手続き統一窓口にて手続き。
- b) 公衆衛生リスク保護対策部長宛てに業務の申請を書面にて提出(原本と写し)。
- c) 施設の所有者または法定代理人は、同文書で該当する免許または許認可、並びに取扱い業務の内容を申請すること。
- d) 必要書類を提出。
- e) 申請料一覧表に規定された料金を納付。

また衛生免許の取得申請には次の必要書類、必要条件がある。

- a) 申請書(原本と写し)
- b) 公式営業届出様式の記入
- c) 施設所有者の住所が確認できる公的身分証明書の写し
- d) 個人の場合は最近に取得した出生証明書の原本と写し、法人の場合は設立登記書の証明付き写し
- e) 施設所有者、あるいは法人の場合は法定代理人に前科のないことを証明する書類
- f) 施設の住所並びに業務内容が確認できるもの
- g) 施設の設置予定場所が州保健法の関連条項に定められる一定の距離を保っていることを明確、かつ正確に記した略図(酒類の販売及び飲酒に使用する施設は、いずれの学業段階によらずすべての学校、文化施設、病院、保健療養施設、児童養護施設、老人等保護施設、工場、公共施設、兵舎、寺院、公園等のある場所から、半径 250メートル以内に設置することが禁じられている。ただし、観光資格を有するレストラン、スーパーマーケット、セルフサービスの店舗は除く)。
- h) 州政府の大蔵省に納付する施設登録証明書交付費の支払証明書の原本と写し。支払いは6ヶ月ごとに行う。
- i) 施設登録証明書の原本と写し
- j) 州の大蔵省に納付する免許の年次交付料金の支払証明書、その原本と写し

酒類の販売事業を目的とする施設の所有者は、大蔵省が交付する登録証明書および営業証明書を取得する必要がある。各々の事業内容につき、交付に係る費用を納める必要がある。営業許可書の交付に係る費用は州ごとに異なるが、基本的な費用は次のとおり。

- a) 酒類を開封して、グラス売りで販売する施設に対する営業証明書及びダンスホールや宴会場における単発で、臨時に開催される公衆的な行事のための免許の交付 \$6,809
- b) ボクシングやプロレス会場、闘牛・馬術場、チャレリーア(ロデオ)会場、音楽イベント、闘鶏場、スポーツ行事、地方の見本市において、単発で臨時に開催される公衆的な行事が行われる際に、酒類を開封した状態で販売する施設に対する営業証明書の交付 \$14,162

- c) 酒類の販売代理店、貯蔵及び卸売販売を行う施設、工場、または卸問屋において、密閉した状態で酒類を販売する施設に対する営業証明書の交付 \$17,703
- d) ビール、ワイン、リキュールなどを販売する食料雑貨店において、密閉した状態で酒類を販売する施設に対する営業証明書の交付 \$2,724
- e) 酒場、日中営業及び夜間営業のバー、スポーツ賭博などを運営するバー、ピヤホール、スナックにおいて、施設が酒類を開封して、グラス売りで販売する施設、並びにミニスーパー、ビール、ワイン、リキュールなどの販売店舗、スーパーマーケット、セルフサービスの店舗、ショッピングセンターにおいて、酒類を密閉した状態で販売する施設に対する営業証明書の交付 \$10,349
- f) ビール、ワイン、リキュールなどを販売するレストラン、ビリヤード場、ボウリング場において、酒類を開封して、またはグラス売りで販売する施設に対する営業証明書の交付 \$4,085
- g) キャバレー、ナイトクラブ、ディスコにおいて、酒類を開封して、グラス売りで販売する施設に対する営業証明書の交付 \$14,979
- h) 時間外の営業に関しては、都度、一時間あたり\$2,724 支払うものとする。
- i) 半期毎に交付される証明書、あるいは以前の決算報告書において申告した業務内容の変更 \$735

行政機関が回答に要する時間は 60 営業日（保健衛生評価認定課）。開庁時間は午前 8 時 30 分～午後 14 時 30 分である。手続き時に記載あるいは添付しなければならない特定の情報及び文書（連邦行政手続き法<LFPA>第 15 条が言及する資料及び文書は除く）は特にない。

参考：法的根拠

- ・ 保健一般法第 200 条の 2（連邦政府官報 07/02/84 Ref. 7/05/97 Ref.:26/05/00）
- ・ 製品及びサービスの衛生管理に関する施行規則 第 229 条（連邦政府官報 09/08/99）

### 3. ラベル付けに関する要件

#### 3.1. ラベルに関する要件及びラベルに記載しなければならない情報

##### (1) 酒類一般

酒類(アルコール分 2%以上 55%以下のもの)のラベル表示の要件は、メキシコ規格(NOM-142-SSA1-1995)に概要が示されている。ラベルには次の項目をスペイン語で表記する必要がある。

- a) 商品名称／ブランド名称
- b) 商品の種類(例 ワイン、麦芽飲料等)
- c) 正味容量(メートル法表示)
- d) 原産国(例「\_\_産」)
- e) 輸入業者名／社名及び所在地
- f) アルコール度数(「% alc. Vol」の前に表記)
- g) 製造ロット番号
- h) 保健一般法第 218 条に基づく以下の警告文。「本商品を大量に飲酒することは健康に悪影響をもたらす」、「本商品の大量の飲酒は健康を脅かす恐れがある」など。この警告は輸入後、国内販売を行う前に国内で記載してもよい。
- i) アミノ酸系甘味料アスパルテームを含む酒類については、次の警告文を記載する。「フェニルケトン尿症の方へ: フェニルアラニンを含む」
- j) 甘味料ソルビトールを 50g以上含む酒類については、次の警告文を記載する。「ソルビトールを含む: 本甘味料の大量摂取は下痢を引き起こす可能性がある」
- k) 特別製品、カクテル商品については、原材料一覧を記す必要がある。「原材料」という表記のすぐ後に続けて記載する。商品中の含有量の多い順に記載する。

商品の名称・種類・内容量は、商品の前面ラベルに記載しなければならない。その他の情報は、その他いずれのラベルに記載しても構わない。輸入ビールや、レモネードとビールまたはワインの混合物、あるいはビールとワインの混合物をベースにした清涼系の輸入アルコール飲料については、国内に輸入する前に、輸入業者あるいは連邦納税者の名前と住所、保健一般法第 218 条が言及する警告文を容器ラベルに記載するか、缶容器の場合は容器に刻印する必要がある。

##### (2) ブランデー商品

「ブランデー」並びに「ブドウ 100%(ブドウ原料 100%)」とラベルの見やすいところに明示するとともに輸入業者は本情報に偽りのない旨を示すこと(NOM-142-SSA1-1995 を参照)。経済省の要請により、メキシコの輸入業者には酒類の製造業者について名称、所在地等の提示義務が課されることもある。

### 3.2. セキュリティラベル

ラベルに関する要件は大蔵省も設けており、「産品および役務に対する特別税法」に基づき、連邦納税者は酒類を容器に詰めたら直ちに、容器にセキュリティラベルを貼付しなければならない。大型容器に詰めた酒類の場合、通過中または運送時には容器を封印する必要がある。容器詰めにした輸出用酒類は、同法施行規則に示された一般規則に従う限り、本項に掲げられた要件は適用されない。

同法の規定により、納税義務を負う酒類輸入業者は、商品を輸入する前に同法が定めるセキュリティラベルを商品に貼付するかセキュリティテープで封印しなければならない。セキュリティラベルを輸入前の貼付できない場合は、税関、大蔵省の認可を受けた総合保税倉庫及び指定税関構内での貼付も可能である。

酒類のセキュリティラベルはふたと容器の一部にかぶさるように瓶の首に貼付する。ふたの形状により、瓶の首にラベルが貼付けられない時には、税務当局の承認を得てから容器の前面ラベルの一部と容器の一部にかぶさるよう前面ラベルに貼付してもよい。

アルコール度数 14° GL 以下のテーブルワインについては、瓶の首か、前面ラベルの一部と容器の一部にかぶさるよう前面ラベルに貼付けることができる。

なおアルコール、変性アルコール、糖蜜及び酒類の製造業者、生産者、容器充填業者、輸入業者は、IEPS 法(産品および役務に対する特別税法)に基づき、大蔵省の酒類納税者登録に登録しなければならない。

#### (1)セキュリティラベル申請用の各種様式に関する要件

酒類輸入のためのセキュリティラベル及び封印テープの事前申請には次の項目を書面にて証明する必要がある。書式は自由で正副 2 通を用意する。

- a) 申請書提出日から直近 12 ヶ月間に貿易全般細則添付 10 の第 5 部門が示すワイン、リキュール類の輸入実績を有していること。これに関し、上記商品の輸入に課税される IEPS 税として 1,500 万ペソ以上、または直前の会計年度内に法人／所得税(ISR)と企業単一税(IETU)の合計として 2 億ペソ以上、直前の会計年度に法人／所得税が発生しなかった場合、資産税(IMPAC)として 5,000 万ペソ以上を納付していること。
- b) セキュリティラベルの貼付けを認可された総合保税倉庫業者との間で有効な契約を結んでいること。
- c) セキュリティラベル及び封印テープの取得権利を有する納税履行者と認められるための義務を果たしていること。

注:自由書式で申請を行うにあたり、コード番号 A1あるいは G1 の輸入申請書の原本と(原本は照合検証のため)写しを提出しなければならない。これをもって、貨物のうち少なくとも 80%は輸入され、それに対してセキュリティラベル及び封印テープの申請がなされたことを証明する。残る 20%については、納税者が本項の規定を遵守して、直後の申請の際に立証しなくてはならな

い。

納税者は本項第一段落で述べられる割合に達するまで、申請内容を部分的に証明することが可能である。また、納税者はセキュリティラベルの申請を 1 万の倍数単位で行う必要がある。

## (2) 保税倉庫で貼付する輸入酒類用セキュリティラベル及び封印テープの付与

次の要件を満たす必要がある。

- a) 公式様式 31-A 号「酒類の輸入のためのセキュリティラベル及び封印テープの申請書」原本と写し 2 部
- b) 役務提供・公権に係る連邦税払込の際に銀行で発行される電子受領印押印済みの領収書の原本と写し 2 部
- c) 納税者あるいは法定代理人の公的な身分証明書の原本と写し(原本は照合のため)
- d) 輸入申請書の内容を証明する請求書の写し
- e) セキュリティラベル申請対象の輸入貨物の入国コード「A4」号を付した輸入申請書の写し(手続き開始時に提出することも可)
- f) 輸入貨物に該当する預託証書の写し(手続き開始時に提出することも可)

納税者または法定代理人が初めて申請を行う場合、管理または所有行為に関する公証人が認証した委任状の写しと、これを照合するための同委任状の認証付き写し、あるいは証人 2 人の立会の下に署名を行い、税務当局または公証人(notario/fedatrio)により署名の追認を受けた委任状、並びに公式様式 RE -1 号の原本(照合用)と写しの提出が必要である。

注:セキュリティラベル申請対象の輸入貨物の入国コード「A4」号を付した輸入申請書の写しと輸入貨物に該当する預託証書の写しを手続き開始時に提出しなかった納税者は、上記の書類の写しを納税者の税務住所に該当する地方納税者管理局(ALSC)に、必要に応じ、セキュリティラベル及び封印テープの申請日翌日から起算して遅くも 7 営業日以内に提出すること。上記の期間に提出しなかった場合、手続きは却下される。

総合保税倉庫に保管されている輸入酒類に関して、税務当局は納税者に対し倉庫に保管されている容器の数量と同数のセキュリティラベルを引き渡す。

セキュリティラベルの数量よりも多く税金を支払った場合には、差額の返金を請求できる。IEPS 法第 19 条 XV 項第 2 段落に規定された情報および文書が要請されなければ、当局はセキュリティラベル及び封印テープの申請提出日から 15 日以内に当該決議を発行とる。上記の情報及び書類が必要とされる場合には、その要件を満たした時から手続きが開始される。

### (3)輸出国および通関時に貼付けられるセキュリティラベル及び封印テープの付与

次の要件を満たす必要がある。税務当局は納税者に提出書類上で確認した数量と同数のセキュリティラベルを引き渡す。

- a) 公式様式 31-A 号「酒類の輸入のためのセキュリティラベル及び封印テープの申請書」原本と写し 2 部
- b) 役務提供・公権に係る連邦税払込の際に銀行で発行される電子受領印押印済みの領収書の原本と写し 2 部(原本は照合のため)
- c) 査定様式が申請されている対象の貨物を庇護する、国外の販売業者が発行する商業インボイスまたは同販売業者の形式による文書の写し
- d) 国外の販売業者への支払いを証明する領収書、または信用状の写し

注:現金決済により、支払証明書が存在しない場合には、上記要件に掲げた国外の販売業者が発行した商業インボイスの原本を提出すること。

- e) 下記の事項が真実であることを宣誓する書類(書式は自由):
  - ・ 輸入する酒類の容器にセキュリティラベル及び封印テープを貼付ける場所の所在地と貼り付ける日付
  - ・ 貨物の国内搬入日
  - ・ 国外の販売者の一般的情報(名称・住所・電話・ファックス等)
  - ・ 輸入手続きを行う通関代理人の情報(連邦納税者登録番号も含む)
  - ・ 輸入貨物の容器の数量
  - ・ 製品の輸入が行われたら遅くも 5 営業日以内に、セキュリティラベル及び封印テープを申請した管轄の地方徴税局(ALR)に、輸入申請書の写しを提出することを約束する書状
  - ・ 納税者あるいは法定代理人の公的な身分証明書の原本と写し(原本は照合のため)
  - ・ 納税者または法定代理人が初めて申請を行う場合、管理または所有行為に関する公証人が認証した委任状の写しと、これを照合するための同委任状の認証付き写し、あるいは証人 2 人の立会の下に署名を行い、税務当局または公証人(notario/fedatrio)により署名の追認を受けた委任状、並びに公式様式 RE -1 号の原本(照合用)と写しの提出

注:IEPS 法第 19 条 XV 項第 2 段落に規定された情報および文書が要請されなければ、当局はセキュリティラベル及び封印テープの申請提出日から 15 日以内に当該決議を発行する。上記の情報及び書類が必要とされる場合には、その要件を満たした時から手続きが開始される。

**(4)貿易全般細則の 2.2.7 則第 1 項目に基づき、酒類を一時的に輸入する納税者のための輸入用セキュリティラベル及び封印テープの付与**

次の要件を満たす必要がある。

- a) 公式様式 31-A 号「酒類の輸入のためのセキュリティラベル及び封印テープの申請書」原本と写し 2 部
- b) 役務提供・公権に係る連邦税払込の際に銀行で発行される電子受領印押印済みの領収書の原本と写し 2 部(原本は照合のため)
- c) セキュリティラベル申請対象の輸入貨物のための輸入申請書の写し
- d) 税関管理局中央会計監査管理部に提出し、しかるべく受領印が押印してある「2.2.6 則に基づき、部門別輸入業者登録が義務づけられている貨物の確定輸入許可の申請書」の写し。
- e) 納税者あるいは法定代理人の公的な身分証明書の原本と写し(原本は照合のため)
- f) 法定代理人が申請する場合、管理または所有行為に関する公証人が認証した委任状の写しと、これを照合するための同委任状の認証付き写し、あるいは証人 2 人の立会の下に署名を行い、税務当局または公証人(notario/fedatrio)により署名の追認を受けた委任状を提出。

注:IEPS 法第 19 条 XV 項第 2 段落に規定された情報および文書が要請されなければ、当局はセキュリティラベル及び封印テープの申請提出日から 15 日以内に当該決議を発行する。上記の情報及び書類が必要とされる場合には、その要件を満たした時から手続きが開始される。

**(5)様式**

- ・ 公式様式 31-A 号
- ・ 産品および役務に対する特別税法 (IEPS)
- ・ 公式様式 RE-1 号

#### 4. 酒類の瓶詰めに関する要件

メキシコ公式規格(NOM-142-SSA1-1995)により、酒類は、容器が製品との接触により反応を引き起こしたり、製品の理化学特性や食味特性を改変したりすることのないよう、工程の様々な段階に耐えうる無害で衛生的な容器に充てんすることが定められている。また容器の再使用は、しかるべき処理によって容器が無害であることが保証される場合のみ認められる。

当該規格が対象とする製品は、活動・施設・製品・サービスの衛生管理に係る保健一般法の施行規則が定めるところに従い、ガラスあるいはポリエチレンテレフタレート製のびん、アルミニウム容器やラミネート加工のカートン容器、ステンレススチール製の樽にのみ充てんすることが可能である。

包装については、容器の取扱い、貯蔵、流通が容易に行えて、かつ容器の変形を防ぎ、適切に容器を保護する耐性の強い素材を使用しなければならない。

酒類の充填業者、加工業者及び輸出入業者が遵守せねばならない他の要件は、製品及びサービスの衛生管理に関する施行規則に規定される。同施行規則は、酒類やその他の製品及びその製造工程に関与する物質や容器、充填、食品照射について、これらに関する製造、輸出入並びに活動、サービス、施設の衛生管理・規制及びその促進を目的として、1999年8月9日付け連邦官報で公布されたものである。同施行規則は次の指針を定めている。

##### 4.1. 施設

施設とは、同施行規則が述べる製品、活動、サービスに関する作業が営まれる場所、施設や付属設備、付属建造物をいい、遮蔽物によって囲われているかどうか、また固定か移動可能かによる区別は問わない。施設は用途及びそれぞれの作業工程の性質に応じて、同施行規則と当該規格がその施設運用のために定める衛生基準を満たさなければいけない。

施設には廃棄物や残渣を一時的に捨てるための専用の区域がなければならず、これら廃棄物は蓋つきの容器に収めて、明確に識別できるよう製造工程の区域から離れたところに置かなければならない。

施設所有者は有害動物の防止及び管理に関して、当該規格及びその他の適用可能な法令で規定されている衛生における最善の慣行(グッド・プラクティス)を基準として適用しなくてはならない。また施設所有者は、施設が、活動を行ったりサービスを提供したりするのにふさわしい場であるように、施設並びに設備や器具の保管、清掃・洗浄、その良好な状態に留意し、これを維持するものとする。

製品の製造工程において間接的に関与する物質の使用及び取扱いには、物質の無害性を保証しなくてはならない。また工程において冷却・冷凍装置を必要する場合には、温度計あるいは所定温度を記録するために必要な装置を備えることとする。

製造用の施設には、同施行規則及び当該規格の法令に基づき、使用の正当性が認められた内容物、原材料あるいは物質以外あってはならない。製造用の施設所有者あるいは管理者は、施設または製品に、健康を脅かす恐れのある衛生上の異常が見つかった場合、直ちに保健省に

知らせなければならない。また、必要な安全策を講じるのに協力しなければならない。

本施行規則が対象とする製品の製造を行う施設では、少なくとも各種製造工程における手順・原材料や最終製品の保管状態・製品分析・施設や設備の清掃、消毒並びに害虫駆除に関する計画を含む記録書、または作業日誌を備えておかなければならない。これらの書類は保健省の要請があった場合、規則に示された期限内に当局が入手できるようにしておくものとする。

また、施設には水量及び水圧の面で館内の人々の需要を満たすのに十分な上水道及び、下水道と連結し排泄物を除去する便所が整備されていなければならない。これは、場合に応じて、他の政府管轄下部機関によるその他の義務を損なうものではない。衛生上、飲料水の供給されない水の取口は「飲料水ではありません。飲まないこと。」という表示、あるいは同等の標識によって識別できるようにしなければならない。

施設内に水道水を利用している空調システムを有する場合、上水道から給水するものとする。

飲食物を扱う施設は、サビにくく、清掃が容易な手洗い設備、機器や用具の洗浄・消毒用の設備を設置する必要がある。これらの設備には少なくとも、水の取口、液体石けん、使い捨てタオル、消毒・殺菌剤を備えておくこと。

施設には廃水や雨水の排水システムを設置することとする。下水管、マンホールや貯水槽は適用法の規定に従い、適切に保存、保守、機能を維持管理しなければならない。

屋根や壁で覆われている施設は下記の要件を満たすこと：建造物の外壁部分は、天候や有害動物に対する耐性を有すること。倉庫については、必要に応じ、製品に対する汚染、異物の混入、改変を防止するため、製品別に区切られた域内で、製品の保管及び取扱いが適切に行われることを保証しなければならない。

上水用貯水槽は無害かつ防水性の素材で被覆され、内部は平らで蓋がついており、水の汚染、改変を防止する保護装置が取り付けられていること。事務室、食堂、便所、受付、製造、流通、検査、その他作業工程に必要な各スペースは、それぞれが区切られていること。

作業内容に適した自然光、あるいは人工照明による採光が得られるとともに、新鮮な空気を取り入れ、高温多湿、塵埃を避けるための適切な換気装置が備わっていること。製造・作業・倉庫エリアの壁、床、屋根の仕上げは防水性に富み、清掃や殺菌が容易にできるものであること。

## 4.2. 酒類と包装

同施行規則において、酒類に含まれているものは以下のとおりである。

- a) 醸造酒
- b) 蒸留酒
- c) リキュール
- d) 調合酒及びカクテル

酒類はアルコール含有量によって、以下のとおり分類される。

- a) 低アルコール含有、アルコール度数 2%以上 6%以下の酒類
- b) 中アルコール含有、アルコール度数 6.1%以上 20%以下の酒類

c) 高アルコール含有、アルコール度 20.1%以上 55%以下の酒類

袋の材質を問わず、容量が 1 リットルに満たない袋に詰めた酒類の製造・調合・充てん・運送・流通・貯蔵・販売・供給・輸入は禁止されている。

施設内で飲用する酒類(容器に詰められたもの、また生(き)のもの、混合、調合、添加、調製されたものも含む)の販売に関して、成人年齢に達しているか外見から明瞭に判別できない者に対しては身分証明書の提示を要請する必要がある。提示しない場合、製品を販売したり提供したりすることはできない。

自動販売機による酒類の販売は禁止されている。また、生(き)のもの、混合、調合、添加、調製した酒類を施設内で飲用するために販売する施設以外の場所で、180 ミリリットル未満の体裁で販売することも禁止されている。

販促を目的とした場合は、上述の体裁でコレクション用に多品種を包装したり、複数本を包装したりしてのみ販売することができる。また装飾用に手工芸展示品の一部を成したり、あるいは空港内の店舗で個別に販売することも可能である。

#### 4.3. 容器及び充填

製品はその特性に応じて、これを無傷・無害に保つことが保証される容器に詰めること。容器の分類と各種容器素材に関する理化学的特性、毒性については当該規格に示されている。

必要に応じ、食品、非アルコール飲料、酒類、香水や美容品の容器内部を覆うために使用される素材は次の要件を満たさなくてはならない。

- a) 平常使用時に、素材が剥がれたり、破れたり、何らかの形で内容物に混入したりすることのないよう、容器の表面に完全に付着していること
- b) 溶けない、あるいは内容物の成分と反応しないもの
- c) 毒性のないもの
- d) 溶解及び塗付に使用される揮発性成分を全く含んでいないもの
- e) 重金属を含まないもの
- f) 容器の錆びを防止するもの
- g) 場合に応じて、製品の酸性、アルカリ性の属性を改変しないもの

容器の製造においては、完成後の容器の安全性が保証される場合のみ、材料の再利用やリサイクルあるいは規格で規定されていない材料の使用が認められる。製品の容器が溶出して、健康に損害を与えたり、製品の化学・微生物的反応を引き起こしたりすることがないようにしなければならない。

医薬品、清掃用品、農薬、植物性栄養成分及び危険な有毒成分を含む物質に使用した容器を食品、非アルコール飲料、酒類、香水や美容品に再利用してはならない。

#### 4.4. ラベル貼付

複数の施設が製品の製造、加工、調剤、混合、調製、あるいは充てん作業に携わっている場合、当該規格に示された仕様を満たすとともに、ラベルに「製造元……」、またはこれに準ずる表記を添えるものとする。

エチルアルコールを含む最終製品やアルコール分 2%未満の酒類には、ラベルの目立つ部分に「この製品はアルコール %を含む。子どもの摂取は控えることが望ましい」の表記を行う。

酒類については、保健一般法に基づき、商品のラベルに背景に対して目立つ色で、大文字、書体は helvetica condensada を採用し、読みやすいよう、はっきりとした文字で、警告文を明示することが規則によって定められている。文字の大きさは表 2 に従うこと。

表2. 容量毎の文字の高さの最小値

容量	最小値
0以上50ミリリットル以下	1.5ミリメートル
50.1以上190ミリリットル以下	2.0ミリメートル
190.1以上500ミリリットル以下	2.5ミリメートル
500.1以上1000ミリリットル以下	3.0ミリメートル
1000.1以上4000ミリリットル以下	5.0ミリメートル
4000ミリリットル以上	7.0ミリメートル

警告文の周囲には、少なくとも 3 ミリメートルの余白を設ける。警告文の表示はこのほか、栓やコルク栓のひだ部に行ってもよい。ただし、はっきりと表示が見え、印やスタンプ、包装が警告文にかぶさり、消費者が全文を読めないようなことがない場合に限る。前項のラベルに関する要件で示されたのと同じ文字表記を用いて行う。

さらに施行規則 179 条第 2 段で述べられている体裁を除き、バスケットや段ボールにも高さ 4 ミリメートル以上の文字で、上部と両側に警告文を表示しなくてはならない。

ラベルには施行規則 176 条に規定された酒類の分類情報を含めてもよい。その場合、同条の規定通り表記し、販促および商品の宣伝のために、この情報を利用することは禁じられている。警告文の文言を修正したり、分類に関して最上級を表す表現を用いたりしてはならない。

#### 4.5. 保健当局による施設の検査

立入検査は法で規定された手順に基づき、以下の目的で実施される。

##### a) 衛生条件に関する下記情報の取得

- ・ 施設について
- ・ 製造工程について
- ・ 製造工程で使用する設備、機械、器具及び道具について
- ・ 製品、その製造に使用する原材料、添加物、包装材及び容器について
- ・ 製造従事者
- ・ 製品の衛生品質を決定する製造工程条件について

- ・ 製品及びサービスの衛生品質を保証するシステムについて
  - ・ 必要な場合、製品の運送について
- b) 衛生面の不備欠陥・異常の特定
  - c) 必要に応じて、サンプルの検出
  - d) 衛生上の安全対策の適用または解除
  - e) 衛生に係る指導・指示・教育活動の実施

施設が当該施行規則及び規格の定めるところに留意し、かつ製品の製造工程の特質に応じてその用途に適した条件を備えているかを保健当局は検証する。

立入検査を実施する施設、場所の選定は下記のいずれかの方法により行われる。

- a) ランダム選出
- b) 衛生に係る不測の事態あるいは非常事態の発生
- c) 保健当局によって策定されたプログラム、この場合、その旨立入検査令状に明示される。
- d) 本施行規則第 60 条で規定されている第三者による告発
- e) 施設所有者の要請
- f) 保健当局が始めた行政手続きのフォローアップとして

立入検査令状には、要件として令状を発行した保健当局の電話番号が記載されていなくてはならない。これは、対応にあたる施設所有者、または担当者、責任者が当局に意見を求めたり、苦情や異議を申し立てたり、あるいは必要に応じ、立入検査の根拠を確認するためである。

#### 4.6. 安全対策

施設、原材料、工程、手順、製品の衛生状態が、健康に重大な危険性をもたらすものである時、また法や、その他適用可能な規則で定められた要件を満たしていない場合、検査員は所属する保健当局の承認、あるいは同意を得て、直ちに安全対策を講じる。

所轄の保健当局は、製造に係る各部署、施設、設備、工程において、製品の識別・純度・保管・製造に悪影響が及んでいる時、最善の慣行(グッド・プラクティス)が遵守されていない時、また一般的に保健一般法の規則、その施行規則、健康を脅かす重大な危険性について言及する他の適用可能な規則が侵されている時には、保健一般法第 404 条が掲げる安全対策の適用を命ずることができる。

## 5. 材料、添加物、アルコール度数等に関する要件

酒類の衛生に関する要件は、遵守すべきメキシコ公式規格(NOM-142-SSA1-1995)に定められている。同規格にはさらにラベル貼付に関する規定も示されている。上記規格は1997年7月9日付けで公布され、1998年1月1日に施行された。

### 5.1. 水

規格では酒類製造のための水は上水か、蒸留水、または軟水であることと定めている。

### 5.2. 原材料

エチルアルコールのみが使用を許されており、その副生成物の含有量は表3の仕様を超えないこと。

表3. エチルアルコール副生成物の含有量

仕様	上限 (mg/100ml)
メタノール	100
アルデヒド	30
フルフラール	4
高級アルコール類	200

### 5.3. 醸造酒を除く酒類

醸造酒を除く酒類は表4の仕様を満たすこと。

表4. 醸造酒を除く酒類に関する仕様

仕様	上限 (mg/100ml注1)
メタノール	300
アルデヒド	40
フルフラール	4
高級アルコール(フーゼル油やアミルアルコールのようなエチルアルコールより分子量の大きいアルコール類 注2)	500

注1: 無水アルコール100mlあたりの含有量mg

注2: ウィスキーやコニャックに対する高級アルコールの上限については、無水アルコール100mlあたり1000mgを超えないこと。

### 5.4. 醸造酒

醸造酒は表5の仕様を満たすこと。

表5. 醸造酒に関する仕様

仕様	上限 (mg/100ml)
メタノール	300

### 5.5. 重金属及びメタロイド

酒類は重金属及びメタロイドの混入に関して表6の仕様を遵守する必要がある。

表6. 重金属及びメタロイドの混入に関する仕様

仕様	上限 (mg/l)
銅 (Cu)	2.0
鉛 (Pb)	0.5
ヒ素 (As)	0.5
亜鉛 (Zn)	1.5

#### 5.6. 添加物

酒類の製造において使用が許可された各種添加物の使用上限は、NOM-142-SSA1-1995 の附則 A に定められている(表 7)。

表7. メキシコ公式規格の附則表A1・(使用上限)酒類の製造において使用が許可されている添加物一覧

添加物	リキユー ル	調合酒及び カクテル	ワイン及び シードル	蒸留酒	ビール
<b>pH調整剤</b>					
クエン酸	5 g/l	10 g/l	5 g/l		BPF
クエン酸ナトリウム	5 g/l	10 g/l			BPF
クエン酸カリウム	5 g/l	10 g/l			BPF
酒石酸	0.15 g/l	0.15 g/l	0.15 g/l	0.15 g/l	0.15 g/l
酒石酸カリウム・ナトリウム	0.15 g/l	0.15 g/l	0.15 g/l	0.15 g/l	0.15 g/l
乳酸	2 g/l	2 g/l			BPF
リン酸			0.84 g/l		0.84 g/l
リン酸一・ニアンモニウム			0.84 g/l		0.84 g/l
リン酸二ナトリウム					BPF
リンゴ酸			BPF		BPF
フマル酸		3 g/l	3 g/l		
炭酸アンモニウム		10 g/l	10 g/l		
炭酸カルシウム		10 g/l	10 g/l		
炭酸カリウム		10 g/l	10 g/l		
炭酸水素カリウム		10 g/l	10 g/l		
重炭酸ナトリウム	2 g/l	2 g/l		2 g/l	
塩化カルシウム					BPF
水酸化カルシウム					BPF
水酸化ナトリウム					BPF
水酸化カリウム					BPF
<b>清澄剤</b>					
ポリビニルピロリドン			0.6 g/l		0.010 g/l
ゼラチン	BPF		BPF	BPF	BPF
ケイソウ土	BPF	BPF	BPF		
活性炭	BPF	BPF	BPF	BPF	BPF
タンニン酸			BPF	BPF	
<b>安定剤</b>					
メチルセルロース					BPF
アラビアガム	BPF	BPF	BPF		BPF
キタンサンガム	4 g/l	4 g/l			
カラギーナン		0.3 g/l			BPF
寒天		2.5 g/l			
プロピレングリコール	5 g/l	5 g/l			
アルギン酸	10 g/l	10 g/l			10 g/l
グリセリン	5 g/l	5 g/l	5 g/l	5 g/l	5 g/l
グリセリン脂肪酸エステル	5 g/l	5 g/l		5 g/l	
グリチルリチン					1 g/l

表7. 続き

添加物	リキュール	調合酒及びカクテル	ワイン及びシードル	蒸留酒	ビール
<b>酸化防止剤</b>					
アスコルビン酸及びその塩類	BPF	BPF	BPF	BPF	BPF
エリソルビン酸及びエリソルビン酸ナトリウム・カルシウム塩		BPF	BPF		BPF
エチレン四酢酸			0.025 g/l	0.025 g/l	0.025 g/l
α-トコフェロール	0.1 g/l	0.1 g/l			
パラオキシ安息香酸エステル					0.012 g/l
アスコルビン酸ナトリウム					BPF
<b>発泡防止剤</b>					
カプリル酸			BPF		
デカン酸			BPF		
ステアリン酸			BPF		
ラウリン酸			BPF		
ミリスチン酸			BPF		
オレイン酸			BPF		
パルミチン酸			BPF		
二酸化ケイ素			BPF	BPF	
ジメチルポリシロキサン	0.010 g/l				
ソルビタンモノステアレート			0.018 g/l		
<b>着色料</b>					
アナー	BPF	BPF			
アントシアニン	BPF	BPF	BPF*	BPF	
ウコン色素	BPF	BPF			
カラメル	BPF	BPF	BPF	BPF	BPF
カロテン	BPF	BPF			
クロロフィル	BPF	BPF			
コチニール色素	BPF	BPF			
ブドウ果皮抽出物			BPF		
リボフラビン	BPF	BPF			
キサントフィル	BPF	BPF			
植物果汁	BPF	BPF			
果汁	BPF	BPF	BPF		
FD&C赤色3号(エリスロシン)	0.200 g/l	0.200 g/l			
FD&C黄色5号(ターラジン)	0.200 g/l	0.200 g/l			
FD&C黄色6号(サンセットイエロー)	0.050 g/l	0.050 g/l			
FD&C青色1号(ブリリアントブルー)	0.200 g/l	0.200 g/l			
FD&C青色2号(インジゴチン)	0.200 g/l	0.200 g/l			
FD&C緑色3号(ファストグリーン)	0.200 g/l	0.200 g/l			
FD&C赤色5号(カルモイシン)	0.050 g/l	0.050 g/l			
FD&C赤色6号(ニューコクシン)	0.050 g/l	0.050 g/l			
FD&C赤色40号(アルラレッド)	0.200 g/l	0.200 g/l			

表7. 続き

添加物	リキュール	調合酒及びカクテル	ワイン及びシードル	蒸留酒	ビール
<b>保存料</b>					
二酸化硫黄		0.350 g/l**	0.350 g/l **		0.015 g/l **
パラヒドロキシ安息香酸					0.012 g/l
ソルビン酸及びその塩類		0.3 g/l	0.3 g/l		
安息香酸及び安息香酸ナトリウム塩	1 g/l	1 g/l	1 g/l		0.2 g/l
ピロ亜硫酸ナトリウム及びピロ亜硫酸カリウム		0.350 g/l **	0.350 g/l **		0.015 g/l **
<b>人工甘味料</b>					
アセスルファムカリウム		0.350 g/l			0.350 g/l
アスパルテーム		BPF	BPF		BPF
ソルビトール	10 g/l	10 g/l		10 g/l	
マンニトール	10 g/l	10 g/l		10 g/l	
サッカリン					80 mg/l
<b>混濁剤</b>					
食用植物油脂		BPF			
柑橘精油	BPF	BPF			
テルペン系精油	BPF	BPF			
<b>風味増進剤</b>					
エチルマルトール		0.1 g/l			
マルトール		0.2 g/l			
スクロース	BPF	BPF	BPF	BPF	BPF
塩化ナトリウム		BPF			
塩化カリウム					BPF
フルクトース	BPF	BPF	BPF	BPF	
<b>酸化剤</b>					
過硫酸アンモニウム					BPF

\* ロゼ色のシードルの製造時のみ

\*\*化合物は二酸化硫黄として計算

BPF=製造に係る最善の慣行(製造グッド・プラクティス)

**(1) 蒸留酒の製造用剤(A1)**

鉱油、酢酸、カプリル酸、塩酸、リン酸、フマル酸、硫酸、乳酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、アルブミン、ベントナイト、炭酸水素カリウム・ナトリウム、炭酸アンモニウム、炭酸カルシウム、炭酸カリウム、カゼイン、カゼインナトリウム、セルロース、リン酸一・ニアンモニウム、アラビアガム、ソルビタンモノステアレート、窒素、イースト栄養剤、ペプトン、ポリビニルピロリドン、ポリビニルポリピロリドン、ケイソウ土、シリカゲル、硫酸カルシウム・マグネシウム・カリウム・ナトリウム・アルミニウム、タンニン類

**(2) 味覚増進剤**

天然の味覚増進剤の使用は、「活動・施設・製品・サービスの衛生管理に関する保健一般法施行規則」第一九編(酒類)及び「省令(ACUERDO)第139号人工調味料・着色料に使用が認められた物質」の規定に基づき、一部の特定の製品に限り認められている。

### **(3)任意の材料**

酒類の製造では、健康に害を及ぼさないもの限り、任意の材料の使用が認められている。金箔、各種チレ、リュウゼツランにつく芋虫、果物、樹氷、ハーブ、蜜、塩、二酸化炭素、フルクトースなどがその例である。

## 6. 輸入手続き

海外から酒類を輸入しようとするメキシコの輸入業者は、下記の手続きが必要である。経験のある評判の良い通関業者のサービスを利用することが勧められる。本項ではメキシコでの販売に係る要件について説明する。

酒類製品の輸入業者は商売を始める前に、まず連邦納税者登録(RFC)を行わなくてはならない。この手続きは国税庁(SAT)にて行われる。さらに酒類輸入業者については、RE1様式を介した連邦納税者登録の酒類納税者登録が必要である。

輸入業者は次の要件を満たしたうえ、その税務住所に該当する国税庁相談窓口で登録を行ってもよい。

### 6.1. 要件

- a) RE-1 様式による「RFC 酒類納税者登録申請書」
- b) 次の経済的活動のうち、少なくとも一つに従事する者として連邦納税者登録済みであることが求められる。
  - 1) テーブルワインの生産、製造または容器充填
  - 2) ブドウ原料のその他飲料の生産、製造または容器充填
  - 3) アルコール度数 20° GL を超えるテーブルワインの生産、製造または容器充填
  - 4) アルコール度数 20° GL を超えるブドウ原料のその他飲料の生産、製造または容器充填
  - 5) シードル、その他醸造酒の生産、製造または容器充填
  - 6) アルコール度数 20° GL を超えるシードル、その他醸造酒の生産、製造または容器充填
  - 7) ラム酒及びその他サトウキビを原料とする蒸留酒の生産、製造または容器充填
  - 8) アルコール度数 20° GL を超えるラム及びその他サトウキビを原料とする蒸留酒の生産、製造または容器充填
  - 9) リュウゼツランを原料とする蒸留酒の生産、製造または容器充填
  - 10) アルコール度数 20° GL を超えるリュウゼツランを原料とする蒸留酒の生産、製造または容器充填
  - 11) その他蒸留酒の生産、製造または容器充填
  - 12) テーブルワインの卸売販売
  - 13) その他ブドウ原料の飲料の卸売販売
  - 14) シードル、その他醸造酒の卸売販売
  - 15) ラム酒、その他サトウキビを原料とする蒸留酒の卸売販売
  - 16) リュウゼツランを原料とする蒸留酒の卸売販売
  - 17) 他項目に分類されない酒類の卸売販売
  - 18) テーブルワインの小売販売
  - 19) 他のブドウ原料飲料の小売販売

- 20) シードル、その他醸造酒の小売販売
  - 21) ラム酒、その他サトウキビを原料とする蒸留酒の小売販売
  - 22) リュウゼツランを原料とする蒸留酒の小売販売
  - 23) 他項目に分類されない酒類の小売販売
- 
- c) 上述 1) から 11) に該当する酒類の製造、生産、充填、貯蔵に使用する施設が、税務住所と異なる場合、RFC に同施設の登録を行っていることが求められる。
  - d) 上述 12) から 23) に該当する経済活動に従事する納税者の場合、輸入業者登録を行っていることが求められる。
  - e) 納税義務を滞りなく履行していること。
  - f) 必要に応じて「産品および役務に対する特別税に関する多角的な情報申告書 (MULTI-IEPS)」を提出すること。
  - g) カラー、縦横寸法最低 4 x 6 インチで、その場所酒類の製造、生産、充填工程で使用する機械・設備ごとの写真の提出。写真の裏面に所在地の住所 (通り、番地、建物内の番号、区、市町村、州、郵便番号並びに上述の機械類や設備の商標及びシリアルナンバー) を明記すること。
  - h) 法定代理人の場合は、公証人が認証した委任状の写しと、これを照合するための同委任状の認証付き写し、あるいは証人 2 人の立会の下に署名を行い、税務当局または公証人 (notario/fedatrio) により署名の追認を受けた委任状の提出。
  - i) 納税者あるいは法定代理人の公的な身分証明書の写し、及び照合のために原本の提示。
  - j) RFC に登録した税務住所、並びに 1 番の a) から k) に該当する酒類の製造、生産、充填場所の住所 (場合によっては RE-1 様式「RFC 酒類納税者登録申請書」に記入) に該当するデータの提示。これは管轄の地方徴税局 (ALR) が事前に検証を行い、基本地理統計エリアコードと街区番号 (あるいは地理統計エリアコードのみ) を決定するためである。
  - k) 当該法令に定められている酒類に関する衛生対策の遵守。
  - l) 納税者の提示するデータが該当しないあるいはそのデータを検証するため、地方徴税局 (ALR) の職員による連邦納税者登録 (RFC) に記載された税務住所、または事業施設の登録住所の訪問。これに応じない場合、住所は所在不明とみなされる。

税務当局は、申請受領日から起算して 15 日後に結果を納税者に報告しなくてはならない。輸入業者登録が完了している場合、納税者に RFC 酒類輸入業者登録の ID 番号が付与される。ID 番号はセキュリティラベルあるいは封印テープの申請並びに要請される情報申告の際に必要なものとなる。そのため、納税者は自身の税務住所に該当する ALSC 局に申請結果を受け取りに行かねばならない。

RFC 酒類納税者登録への登録要件を満たすことは、税務規則に定められるその他の遵守すべき義務を免除するものではない。

また「輸入業者登録」の登録には、オンライン上か、または税関にて「輸入業者登録申請書」に記入して申請しなくてはならない。

申請手続きを完了させるため、輸入業者には国税庁の発行する高度電子署名とRFCを取得することが義務付けられている。また、輸入業者の宛名に送られる貨物の通関を代行する通関業者については、輸入業者がそのすべての者を登録しなくてはならない。

## 6.2. 輸入通関

### (1) 必要書類

メキシコ税関当局が輸入貨物を通関するにあたり必要な書類一覧は次のとおりである。

- ・ 輸入申告書(輸入申請書)
- ・ 商業インボイス:発行発送日と発行場所、荷受人の名前及び住所、商品の詳細一覧(数量、商品の種類と番号、単価、等)、サプライヤーの名前と住所を記載のこと。
- ・ 船荷証券あるいは空輸貨物証券
- ・ 輸入品衛生届(企業のレターヘッド付きの書面に、商品名、数量、生産者の名前と住所、輸入者の名前と住所、入国港、適用される輸入関税番号を記載し、保健省<保健大臣>宛に作成すること。)当項の別添様式を添えて提出。
- ・ 北米自由貿易協定(NAFTA)の特恵関税を受けるための原産地証明書(該当する場合)。

### (1) 内国税及び輸入関税

メキシコで販売される酒類にはすべて 16%の付加価値税(IVA)とこれに加え、下記の表に基づき、産品および役務に対する特別税(IEPS)が賦課される。

表8. 特別税(IEPS)

製品	IEPS (特別税、%)
アルコール分14° GLまでの酒類	25.0
アルコール分14° GLを超え20° GLまでの酒類	30.0
アルコール分20° GLを超える酒類	50.0

表9. 一般輸入関税

関税番号	品目	単位	関税率 (%)
<b>2204 生鮮ブドウが原料のワイン、強化ワインも含む；第20.09項のものを除くブドウ搾汁</b>			
22041001	「シャンパン」	リットル	20
22041099	その他	リットル	20
22042101	陶磁器あるいはガラス製容器で、温度20℃の時アルコール度数14%を超える(温度15℃の時ゲイ・リュサック度数14%に相当)の熟成ワイ	リットル	20
22042102	陶磁器あるいはガラス製容器で、温度20℃の時アルコール度数14%までの(温度15℃の時ゲイ・リュサック度数14%に相当)の赤ワイン、ロゼワイン、クラレット及び白ワイン	リットル	20
22042103	ブドウが原料のファインワインで、陶磁器あるいはガラス製容器で、温度20℃の時アルコール度数14%まで(温度15℃の時ゲイ・リュサック度数14%に相当)のクラレット種、また赤ワイン、白ワインについてはアルコール度数の下限が11.5度から12度のもの。1リットルあたりの揮発酸の上限が1.30度。ライン産ワインについてはアルコール度数の下限が11度のものもある。輸出国の政府機関が発行する品質証明書。容量が0.75リットルを上回らず、ラベルには収穫年および原産地のブドウ園、あるいは製造ワイナリーの登録商標を記載のこと。	リットル	20
22042199	その他	リットル	20
22042999	その他	リットル	20
22043099	その他のブドウ搾汁	リットル	20
<b>2205 ベルモット及びその他ワインで生鮮ブドウを原料とし、植物または芳香性物質を添加したもの</b>			
22051001	ベルモット	リットル	20
22051099	その他	リットル	20
22059001	ベルモット	リットル	20
22059099	その他	リットル	20
<b>2206 その他醸造酒(例:シードル、ナシ酒及びハチミツ酒)；発酵酒の混合物並びに発酵酒と非アルコール飲料との混合物(他の項目に特記されておらず、範疇にないもの)</b>			
22060001	レモネードとビールまたはワインの混合物、あるいはビールとワインの混合物(ワイン・クーラー)をベースにした清涼系の酒類	リットル	20
22060099	その他	リットル	20
<b>2208 変性していないアルコール分80%未満のエチルアルコール；蒸留酒、リキュール及びその他蒸留酒類</b>			
22082001	コニャック	リットル	20
22082002	ブランデーあるいはWainbrandで、ゲイ・リュサック度数37.5%以上で、エチルアルコール及びメチルアルコール以外の揮発性物質を純アルコール1ヘクリットルあたり200グラム以上含み、最低1年間オーク材の容器、あるいは容量1000リットル未満のオーク樽の場合は半年間	リットル	20
22082003	ブドウ原料の純蒸留酒 容器に入っていない状態で、温度15℃の時ゲイ・リュサック度数80%以上のもの	リットル	10
22082099	その他	リットル	20
22083001	カナダ産ウイスキー(カナディアン・ウイスキー)	リットル	20
22083002	容器に入っていない状態で、温度15℃の時ゲイ・リュサック度数53%を超えるウイスキー	リットル	10
22083003	陶磁器あるいはガラス製容器に入れた状態で、ゲイ・リュサック度数40%以上のウイスキー 製品中の原料の風味が損なわれないように、少なくとも94.8%のアルコール度数で蒸留され、最低3年間、容量700リットル未満の木樽で熟成されたもの	リットル	20

表9. 続き

関税番号	品目	単位	関税率 (%)
2208	変性していないアルコール分80%未満のエチルアルコール; 蒸留酒、リキュール及びその他蒸留酒類		
22083004	テネシー・ウイスキーあるいはバーボン・ウイスキー	リットル	20
22083099	その他	リットル	20
22084001	ラム	リットル	20
22084099	その他	リットル	20
22085001	ジン	リットル	20
22086001	ウォッカ	リットル	20
22087001	陶磁器あるいはガラス製容器に入れた状態で、温度15°Cの時ゲイ・リュサック度数14%を超え23%を超えないもので、第2208.70.02項のも	リットル	20
22087002	リュウゼツラン原料の焼酎または蒸留酒を含むリキュール	リットル	20
22087099	その他	リットル	20
22089001	エチルアルコール	リットル	10
22089002	陶磁器あるいはガラス製容器に入れた状態で、温度15°Cの時ゲイ・リュサック度数14%を超え23%を超えないもので、第2208.90.04項のも	リットル	20
22089003	テキーラ	リットル	20
22089004	リュウゼツラン原料の焼酎あるいは蒸留酒を含むその他酒類	リットル	20
22089099	その他	リットル	20

表10. 世界各国との自由貿易協定・合意 輸入品に対する一般関税率と特惠関税

関税番号	単位	一般税率(%)	米国	カナダ	欧州連合	チリ	コスタリカ	コロンビア	ボリビア	ニカラグア	イスラエル	グアテマラ	ホンジュラス	エルサルバドル	スイス	リヒテンシュタイン	ノルウェー	アイスランド	ウルグアイ	日本
22041001	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22041099	リットル	20	20	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22042101	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22042102	リットル	20	20	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	無税	無税
22042103	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	無税	無税
22042199	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	無税	無税
22042999	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	無税	無税
22043099	リットル	20	無税	無税	20	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22051001	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	無税
22051099	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	無税
22059001	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	13.6
22059099	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	無税
22060001	リットル	20	無税	無税	2.4無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	対象外
22060099	リットル	20	20	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	対象外
22082001	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22082002	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22082003	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	10	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	無税	無税
22082099	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22083001	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	無税	無税
22083002	リットル	10	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	10	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	無税	無税
22083003	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22083004	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22083099	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22084001	リットル	20	無税	無税	20	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22084099	リットル	20	無税	無税	20	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22085001	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22086001	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	無税
22087001	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	無税
22087002	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	無税
22087099	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	無税
22089001	リットル	10	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	10	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	対象外
22089002	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	対象外
22089003	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	特惠:28	対象外
22089004	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	20	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	特惠:28	対象外
22089099	リットル	20	無税	無税	無税	無税	無税	無税	廃止	無税	無税	無税	無税	無税	対象外	対象外	対象外	対象外	特惠:28	対象外

## 7. その他留意事項

2005年4月1日発効の「経済連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」では、両国の酒類に関する地理的表示の保護について言及している。日本の場合は、焼酎の壱岐、球磨及び琉球に関して、メキシコの場合はテキーラ、メスカル、ソトル、バカノラ、チャランダに関して地理的表示の保護が認められている。

### 日墨経済連携協定 第8条

#### 蒸留酒の地理的表示の保護

1. 両締結国は附属書3に規定する蒸留酒の地理的表示が、世界貿易機関設立協定附属書1C知的所有権の貿易に関する協定(その改正を含む)第22条1に規定する地理的表示であることに合意し、同協定の関連規定に基づく地理的表示の保護に関する義務を遵守する。このため、両締結国は、附属書3に規定する地理的表示が、それぞれの地理的表示による場所を原産地としない蒸留酒に使用されることを禁止するための適当な措置をとる。
2. 合同委員会は、第165条2(e)(i)の規定に従って、両締結国が提案する附属書3の修正を採択することができる。採択された修正は、外交文書の交換によって確認されるものとし、当該文書に定める日に効力を生ずる。附属文書3の修正箇所は、同附属書中の対応する箇所に代わるものとする。

## 8. 関係機関の連絡先

### 8.1. 検査及び調査機関

#### a) ANCE

事業内容: 各種産業部門における基準の認定及び策定、検査、検証

URL: <http://www.ance.org.mx>

住所: Av. Eje Central Lázaro Cárdenas 869, esq. Júpiter Col. Nueva Industrial Vallejo 07700  
México, D.F.

Tel: (+55) 5747-4550

Fax: (+55) 5747-4560

#### b) Analítica Fremex de Baja California, S.C.

事業内容: 廃水検査及び臨床検査、産業・環境分野の微生物検査を行う認定試験所

住所: Av. Álvaro Obregón No. 995 Col. Nueva 21100 Mexicali, B.C.

Tel: (+686) 555-7198、566-2768、552-2656

Fax: (+686) 555-7198

#### c) Analysis & Research Lab, S.A. de C.V.

事業内容: 原材料、中間製品、最終製品、環境分野の品質評価・認定を主とする食品産業分野の  
品質管理と専門分析試験所

住所: Emma No. 105, Entre Eje 5 y 6, Col. Nativitas Deleg. Benito Juárez 03500 México, D.F.

Tel: (+55) 5696-6819、5696-6875

Fax: (+55) 5590-8776

#### d) Atlatec, S.a. de C.V.

事業内容: 水質環境試験所

URL: <http://www.atlatec.com>

住所: Priv. San Alberto 301 Col. Residencial santa Bárbara 66255 San Pedro Garza García, N.L.

Tel: (+81) 8133-3200

Fax: (+81) 8133-3156

#### e) Bufete de Ingeniería Ecológica Industrial, S.A. de C.V.

事業内容: 廃水、消費用水、産業廃棄物、下水汚泥、大気排出物に関する検査

URL: <http://www.ingenieriaecologica.com>

住所: Calle Trigo s/n Col. Granjas Cecilia 21350 Mexicali, B.C.

Tel: (+686) 564-9098、563-7432、566-7083

Fax: (+686) 564-9098

**f) Centro de Estudios en Medio Ambiente, S.C.**

事業内容:分析サービス試験所。浄水、氷、井戸水、食品、植物、土壌、廃水検査

住所: Mozart No. 639 Col. Bosque Camelinas 58290 Morelia, Mich.

Tel:(+443) 314-0831、324-4172

Fax:(+443) 315-7784

**g) Centro Químico de Investigaciones**

事業内容:食品及び水の微生物検査、アンチ・ドーピング検査、臨床検査一般、その他に携わる  
企業

住所: Av. Matamoros No. 1587 Pte. Col. Centro 27000 Torreón, Coah.

Tel:(+871) 712-1190、712-3166

Fax:(+871) 712-1190

**h) Con-Bac Laboratorios**

事業内容:産業分野の微生物検査、食品検査、上水道水質検査等に携わる企業

住所: Av. Aldama No. 724 Sur Col. Centro 35000 Gómez Palacio, Dgo.

Tel:(+871) 715-7025

Fax:(+871) 715-7025

**i) Concentrados Industriales, S.A. COINSA**

事業内容:弊社は以下の業務分野に特化:化学製品の開発、一般産業向け液体香料の開発、化学製品の販売及び管理用分析検査試験

URL: <http://www.e-coinsa.com.mx>

住所: Eje 118 y Av. Producto Terminado Zona Industrial 78320 San Luis Potosí, S.L.P.

Tel:(+444) 824-5055、824-5068

Fax:(+444) 824-5192

**j) Ecosistemas Industriales**

事業内容:メキシコ認定協会(EMA)から認定を受けた水、食品、廃棄物、下水処理場関連の認定  
試験所

住所: Av. Peñuelas No. 30, Fracc. Ind. San Pedrito Peñuelas 76148 Querétaro, Qro.

Tel:(+442) 246-3464

Fax:(+442) 246-3634

**k) EHS Labs de México, S.A. de C.V.**

事業内容:適用可能な国内及び国際基準に基づき、固定発生源、労働環境、水、土壌、廃棄物に関する幅広いモニタリング並びに検査を実施する企業

URL : <http://www.ehslabs.com>

住所 : Matamoros No. 1441 Pte. Col. María Luisa 64040 Monterrey, N.L.

Tel: (+81) 8047-6480

Fax: (+81) 8047-6481

**l) Gram Laboratorios**

事業内容:臨床、微生物、化学、栄養検査等に携わる企業

住所 : 27000 Torreón, Coah.

Tel: (+871) 712-3104、712-3105

Fax: (+871) 712-3104

**m) Ingeniería de Control Ambiental y Saneamiento, S.A. de C.V. ICAYS**

事業内容:水、廃水、大気排出物及び食品検査の認定試験所、クロマトグラフィーによる有害固体・液体廃棄物の分析

URL : <http://www.icays.com>

住所 : Av. 14 Oriente No. 4017 Col. América Sur 72340 Puebla, Pue.

Tel: (+222) 236-7759、236-7747、756-9803~06

Fax: (+222) 756-9805

**n) Laboratorio de Análisis Clínicos Bio-Lab**

事業内容:臨床検査、訪問サンプル採取、親子鑑定、薬物乱用検査、水及び食品の検査に特化した試験所

住所 : Av. 5 de Mayo No. 81, Esq. Río de la Loza Col. Centro 76000 Querétaro, Qro.

Tel: (+442) 212-8377、212-8776、224-3897

Fax: (+442) 224-3897

**o) Laboratorios del Sureste Cencon-Baquin, S.A. de C.V.**

事業内容:産業分野の化学検査及び微生物検査に携わる企業

住所 : Calle 7 No. 353 Col. Vista Alegre Norte 97130 Mérida, Yuc.

Tel: (+999) 930-6468、930-6137

Fax: (+999) 930-6468

**p) Laboratorios Diagnóstica**

事業内容: 先進的な方法を用いて、専門的あるいは特殊な検査を実施

住所: Av. Gregorio Méndez No. 707, Local 305, 3er. Piso Clínica Santa Cruz 86000 Villahermosa, Tab.

Tel: (+993) 314-4291

Fax: (+993) 312-9328

**q) Químicos Maldonado**

事業内容: 臨床検査、他の検査機関の検査業務請負、水質検査

URL: <http://www.quimicosmaldonado.com>

住所: Av. Gregorio Méndez No. 1401-A Col. Nueva Villahermosa 86070 Villahermosa, Tab.

Tel: (+993) 312-8686

Fax: (+993) 312-8686

**8.2. 輸入業者及び販売業者**

**a) Abastecedora de Licores de Aguascalientes, S.A. de C.V.**

住所: Tepezala 1625, fracc. Nueva Rinconada 20130 Aguascalientes, Ags.

Tel: (499) 9126787~90

Email: [vicmtz@alasaags.com.mx](mailto:vicmtz@alasaags.com.mx)

URL: [www.alasaags.com.mx](http://www.alasaags.com.mx)

**b) Arballo Vinos y Licores, S.A. de C.V.**

住所: Ignacio Ramírez 431 Col. Morelos Tijuana, B.C.

Tel: (664) 6856801

Email: [arballovl@prodigy.net.mx](mailto:arballovl@prodigy.net.mx)

**c) Bodegas El Celler, S.A.**

住所: Zamora 30 Col. Olivar de los Padres 01780 México, D.F.

Tel: (55) 55772350

Email: [gabriel@elceller.com.mx](mailto:gabriel@elceller.com.mx)

URL: [www.elceller.com.mx](http://www.elceller.com.mx)

**d) Comercializadora de Vinos Alianza, S.A. de C.V.**

住所: Prolongación 16 de Septiembre 15 Col. Barrio de San Pablo 56116 Texcoco, Edo. De Méx.

Tel: (55) 56043274

Email: [armandomorenor@hotmail.com](mailto:armandomorenor@hotmail.com)

**e) Consejeros Comerciales, S.A.**

住所: Privada 16 de Septiembre 15, Col. San Jerónimo 52170, Metepec, Edo. De Méx.

Tel: (722) 2160868

Email: conscome@consejeroscomerciales.com

URL: www.consejeroscomerciales.com

**f) Covi Mayoreo, S.A. de C.V.**

住所: Calle 57 # 435-Aentre 48 y 50 Col. Centro 97000 Mérida, Yuc.

Tel: (999) 9244544

Email: lramirez@grupocovi.com

URL: www.grupocovi.com

**g) Distribuidora Etzar, S.A. de C.V.**

住所: Calle 5 de febrero 115 Col. Centro 50000 Toluca, Edo. De Méx.

Tel: (722) 2152866

Email: alfredo180\_4@hotmail.com

**h) Gpo. Corporativo Vinico Price, S.A. de C.V.**

住所: Navarra 420 Fracc. José de Gálvez 78396 San Luis Potosí, S.L.P.

Tel: (444) 8212767

Email: dirección@vinivoprice.com

URL: www.vinicoprice.com

**i) Grupo Giralda, S.A. de C.V.**

住所: Silverio García 1043 Col. Quinta Velarde 44420 Guadalajara, Jal.

Tel: (33) 36500425

Email: rafaelhernandez@vinosgiralda.com

URL: www.vinosgiralda.com

**j) Distribuidora Las Barricas, S.A. de C.V.**

住所: Manuel Payno 100 Col. Obrera México, D.F.

Tel: (55) 57400116, 57401864

Email: miguelorihuela@yahoo.com

**k) HiperCam, S.A. de C.V.**

住所: Blvd. Hidalgo 1230-A Fracc. Hidalgo 37220 León, Gto.

Tel: (477) 7791566

Email: gerencia\_campovina@prodigy.net.mx

**l) Hoyos Barria Ma. De Lourdes**

住所: Av. Guerrero 1507 Col. Guerrero 91700 Veracruz, Ver.

Tel: (229) 9321170, 9316701

**m) Importadora y Distribuidora Uceró, S.A. de C.V.**

住所: Xochicalco 447 Col. Narvarte 03020 México, D.F.

Tel: (55) 56693305, 018005522112

Email: info@iducero.com

URL: www.iducero.com.mx

**n) Integración Comercial Alteña, S.A.**

住所: Granaderos 15 47698 Tepatitlán, Jal.

Tel: (378) 7814440

Email: dirección@integracomercial.com

URL: www.integracomercial.com

**o) La Europea México, S.A. de C.V.**

住所: Nuevo Santo Domingo 130 Fracc. Industrial San Antonio 02760 México, D.F.

Tel: (55) 53533963

Email: jruij@laeuropea.com.mx

URL: www.laeuropea.com.mx

**p) La Sevillana del Puerto de Tampico, S. de R.L.**

住所: Pedro José Méndez 317, Col. Centro 89000 Tampico, Tamps.

Tel: (833) 2124258

Email: lasevilla@prodigy.net.mx

**q) Magadan Quima de Puebla, S.A. de C.V.**

住所: 29 Norte 208 Col. Amor 72140 Puebla, Pue.

Tel: (222) 2492714, (248) 4847075

magadanjorge@hotmail.com

**r) Marcas Exclusivas de Vinos y Licores, S.A. de C.V.**

住所: Purísima 310A Col. Industrial 37320 León, Gto.

Email: manuelmartinezlara@grupocorpvino.com.mx

URL: www.grupocorpovino.com.mx

**s) Meximor Vinos y Licores, S.A. de C.V.**

住所: Matamoros 40 Col. Centro 56660 Chalco, Edo. De Méx.

Tel: (55) 59728230

Email: ventas@meximor.com.mx

URL: www.meximor.com.mx

**t) Operadora Comercial Forza, S.A. de C.V.**

住所: Calle Mármol 601 A Col. Azteca 37520 León, Gto.

Tel: (477) 7711412、7710131

Email: miguel.formoso@gmail.com

**u) Operadora Prissa, S.A. de C.V.**

住所: Osa Mayor 2902-5 Unidad Territorial Atlixcayotl 72190 Puebla, Pue.

Tel: (222) 3031900

Email: prissa@mail.prissa.com.mx

URL: www.prissa.com.mx

**v) Vinos La Bodega Productora y Envasadora de Productos del Centro, S.A. de C.V.**

住所: Av. Convención Nte. 2200 Col. Altavista 20040 Aguascalientes, Ags.

Tel: (449) 9129865、66

Email: vinoslabodega@yahoo.com.mx

**w) Servicio Comercial Garis, S.A. de C.V.**

住所: Toluca-Metepex Km. 3.1 Col. Purísima 52140 Metepec, Edo. De Méx.

Tel: (722) 2761100

Email: garis@garis.com.mx

URL: www.garis.com.mx

**x) Super La Playa, S.A. de C.V.**

住所: Pichón 1346 Col. Morelos 44270 Guadalajara, Jal.

Tel: (33) 1244057

Email: ccarrillo@laplaya.ws

**y) Vinos América, S.A. de C.V.**

住所: Vallarta 6327 Col. Santa María del Pueblo 45010 Zapopan, Jal.

Tel: (33) 50005100

Email: joseluis@vinosamerica.com.mx

URL: www.vinosamerica.com.mx

**z) Vinos y Licores Naucalpan, S.A. de C.V. (La Divina)**

住所: Tenayuca 69 Col. San Nicolás Tlaxciapan 54030 Tlalnepantla, Edo. De Méx.

Tel: (55) 53662500

Email: jorge@ladivina.com.mx

URL: www.ladivina.com.mx

**aa) Vinos y Licores Sampieri, S.A. de C.V.**

住所: Prol. Díaz Mirón 334 Col. Nueva Era 94295 Boca del Río, Ver.

Tel: (229) 216133, 221246, 221432, 221503

Email: Sampieri54@yahoo.com, sampieri54@hotmail.com

**bb) LA DIVINA**

住所: Tenayuca No. 69 Col. San Nicolás Tlaxcoapan, Tlalnepantla, Edo. de Méx.

Tel: 53662500

**cc) DIAGEO México Comercializadora, S.A. de C.V.**

住所: Avenida Insurgentes Sur No. 1898 Piso 4 Álvaro Obregón, Pueblo Florida, Distrito Federal

Tel: 53222800-2828

**dd) Pernod Ricard Casa Pedro Domecq**

住所: Paseo de los Tamarindos No. 100 Pisos 3 y 4 Bosques de las Lomas 05120-Cuajimalpa, D.F.

Tel: 55 1105 9292

**ee) Kume Importaciones, S.A. de C.V.**

事業内容: ティファナ、エルモシージョ、モンテレイ、グアダラハラ及びカンクンに支店あり。日本、中国、韓国、タイ及び東洋のあらゆる食料雑貨。日本製の飲料、酒等、日本及び東洋の飲料、日本及び東洋の魚介類・冷凍品、さまざまな調理道具、日本のせんべい、惣菜、日本及び東洋の菓子、ガム、チョコレート、その他菓子を扱う。

Tel: (55) 55 38 83 37、55 19 36 64

Fax: (55) 54 40 24 98

Email: ventas@kume.com.mx

URL: www.kume.com.mx

**ff) Kokeshi Market**

事業内容: モンテレイに支店あり。東洋の食料雑貨、酒類、装飾品、お香、お守り、書籍、せんべい、ビスケット及びつまみ類、東洋の食器、調理用器具やパッケージ、冷凍食品の輸入業者

住所: Amores 1529 Col. Del Valle entre Parroquia y Félix Cuevas Del. Benito Juárez 03100 México, D.F.

Tel: (55) 55347131

Email: ventas@kokeshimarket.com.mx

URL: www.kokeshimarket.com.mx

**gg) Sake, S.A. de C.V.**

住所: Av. Patria 240 local 2, Esq. Sebastián Bach, Plaza Shopping Bach Colonia La Estancia Zapopan, Jal.

Tel: (33) 3682 1515、3682 1315

Email: franquicias@sake.com.mx

URL: www.sake.com.mx

**hh) SUPER 99**

事業内容: 食料雑貨店・倉庫

住所: Miguel Ángel de Quevedo 310 B 4 Col. Santa Catarina C.P 04010, México, D.F.

Tel: (55)5601-1608

**ii) Interpez**

事業内容: オリエントタル料理の材料、寿司の材料、日本料理・中華料理、寿司、オリエントタル料理

住所: Av. Misiones No. 31 Nave El Marqués, Gro. C.P. 76250

Tel: 43-30-51-45 y 43-30-11-18

URL: <http://www.interpez.mx>

**jj) Tiendas Soriana, S.A. de C.V.**

事業内容: スーパーマーケットチェーン

住所: Alejandro de Rodas 3102-A, Colonia Cumbres 8o. Sector. Monterrey, N.L.

Tel: (0181) 8329-9114

URL: [www1.soriana.com](http://www1.soriana.com)

**kk) Tiendas Chedraui, S.A. de C.V.**

事業内容: スーパーマーケットチェーン

URL: [www.chedraui.com.mx](http://www.chedraui.com.mx)

**ll) Wal-Mart de México, S.A.B. de C.V.**

Tel: 01-800-710-6352

Email: [desarrolloproveedores@wal-mart.com](mailto:desarrolloproveedores@wal-mart.com)

URL: [www.walmartmexico.com.mx](http://www.walmartmexico.com.mx)

**mm) Tiendas Comercial Mexicana, S.A. de C.V.**

事業内容: スーパーマーケットチェーン

Tel: 01-800-377-7333

Email: [comercial.mexicana@centrodecontacto.com.mx](mailto:comercial.mexicana@centrodecontacto.com.mx)

URL: [www.comercialmexicana.com.mx](http://www.comercialmexicana.com.mx)

**nn) Costco de México, S.A. de C.V.**

事業内容: 卸売スーパーマーケットチェーン

Email: [atencionproveedores@costco.com.mx](mailto:atencionproveedores@costco.com.mx)

URL: [www.costco.com.mx](http://www.costco.com.mx)

**oo) Supermercados Internacionales HEB, S.A. de C.V.**

事業内容:スーパーマーケットチェーン

住所:Emilio Zola 743 Col. Obispado Monterrey, N.L., C.P. 64060

Tel:8153 1133

URL :www.heb.com.mx

**8.3. 会議所及び協会**

**a) 全国砂糖・酒類産業商工会議所 Cámara Nacional Industria del Azúcar y Alcohol**

住所:Balderas 36 Piso 10 Despacho 1003 Y 1004 México, D.F., C.P. 06050

Tel:555-585-5411、55-585-5411

**b) 全国砂糖・酒類産業商工会議所 Cámara Nacional de las Industrias Azucarera y Alcohólica (CNIA), A.C.**

住所:Río Niágara 11 Col. Cuauhtémoc México, D.F., C.P. 06500

会頭:Lic. René Martínez Cuning

**c) メキシコ共和国全国輸出入業者協会 Asociación Nacional de Importadores y Exportadores de la República Mexicana, A.C. (ANIERM)**

住所:Monterrey 130 Col. Roma C.P. 06700, México D.F.

Tel: +52 (55) 5584 9522

Fax: +52 (55) 5584 5317

Email: anierm@anierm.org.mx

URL :www.anierm.org.mx

**8.4. メキシコ政府当局**

**a) 公衆衛生リスク保護対策連邦委員会 COFEPRIS**

URL :www.cofepris.gob.mx

・ 保健免許執行副部(Q.F.I. Rosa María Morales Zúñiga)

Tel: 5080-5200 Ext. 1386

Email: rmorales@cofepris.gob.mx

・ 輸出入執行副部(Lic. Silvia Hernández Rivera)

Tel: 5080-5200 Ext. 1340

Email: shernandezr@cofepris.gob.mx

・ **保健認可委員会 (Dr. Roberto Mendoza Zepeda)**

Tel: 5080-5200 Ext. 1400

Email: rmendezaz@cofepris.gob.mx

・ **全国試験所ネットワーク課 (Q.F.B. Mónica Wong de la Mora)**

Tel: 5080-5200 Ext. 2017

Email: mwongd@cofepris.gob.mx

・ **理化学毒性試験分析開発課 (Q.F.B. Lilia Vera Hernández)**

Tel: 5080-5200 Ext. 2014

Email: lvera@cofepris.gob.mx

**b) 経済省貿易局**

住所: Alfonso Reyes 30 Col. Hipódromo Condesa México, D.F., C.P. 06140

Tel: 5728 9100

URL: [www.economia.gob.mx](http://www.economia.gob.mx)

**c) 税関管理局**

住所: Av. Hidalgo 77, Módulo IV, PB Col. Guerrero C.P. 06300 México, D.F.

Tel: 01 800 46 36 728

URL: [www.aduanas.gob.mx](http://www.aduanas.gob.mx)

**d) 法務局貿易関税基準中央管理部**

住所: Av. Hidalgo 77, Módulo VI, piso 1 Col. Guerrero C.P. 06300, México, D.F.

メキシコにおける酒類の輸入販売規制

2010年12月作成

---

作成者 ジェトロ(日本貿易振興機構)メキシコ・センター

Paseo de las Palmas No.239 Piso 3, Col. Lomas de

Chapultepec, C.P. 11000 Mexico, D.F. MEXICO

Tel.52-55-5202-7900

---

Copyright(C) 2011 JETRO. All right reserved.